

本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、一時立入費用、避難先への謝礼、滞在者慰謝料及び除染費用（植木剪定費）等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1（以下「申立人1」という。）、同X2（以下「申立人2」という。）、同X3（以下「申立人3」という。）、同X4（以下「申立人4」という。）、同X5（以下「申立人5」といい、5名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

1	申立人1および同2に関する 滞在者慰謝料（平成23年8月～9月）	40万0000円
2	謝礼	30万0000円
3	植木剪定による除染費用	12万8000円
4	一時立ち入り費用	7万2000円
5	検査交通費	2万4000円

合計92万4000円

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年9月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金92万4000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月27日

(仲介委員 小笹勝章)